

横浜市立保土ヶ谷小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 横浜市立保土ヶ谷小学校PTAと称す
事務所を横浜市立保土ヶ谷小学校におく

第2章 目 的

第2条 本会は家庭と学校並びに地域社会の相互協力によって、児童教育の
伸展と福祉の増進をはかることを目的とする

第3章 会 員

第3条 本会の会員資格については次の通りである

1. 正会員になることができるもの
 - イ 学校に在籍する児童の保護者
 - ロ 学校に勤務する教職員
 - ハ 中途転入した児童の保護者あるいは教職員
2. 会員資格の喪失
会員である保護者あるいは教職員は退会の必要が生じた場合（転出等）
には、会員資格を喪失する

第4章 会 計

第4条 本会の経費は、会費、事業収入および寄付金を以って充てる

第5条 会費の額および資金獲得の種類を決定する場合は、総会において承認を得る

第6条 会費の納入

1. 会費は次の種別によって負担する
 - 正会員 年額 3,600 円とする（一人 300 円×12 ヶ月）
2. 会費は 5 月に一括で納入する
3. 年度途中の転入の場合は転入翌月から年度末までの会費を計算し、納入する
4. 資格喪失時の会費は資格喪失の翌月から年度末までの会費を計算し、
返金処理をする

第7条 本会の資産は第 2 章の目的達成のため以外に使用してはならない

第8条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる

第5章 役員

第9条 本会の役員は次の通りとする

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 3名 (内 教職員 1)
4. 会計 3名 (内 教職員 1)

第10条 役員を選出および就任は次の通りに行われる

1. 若干名の委員からなる役員候補者推薦委員会をつくる
イ 正会員の保護者より正・副委員長を選出する
ロ 教職員は1名の代表を選出する
ハ 役員候補者推薦委員の氏名はあらかじめ発表する
2. 役員候補者推薦委員会は役員候補者をあげ、2月紙面定期総会の少なくとも10日前に正会員に通告する
3. 役員候補者の氏名を発表する前に本人の同意を得なければならない
4. 役員は2月紙面定期総会において正会員の承認を得る
5. 役員候補者推薦委員会は役員就任と同時に解散する
6. 役員の就任は4月1日とし、任期は1年とする
ただし、再任は妨げない(3年までとする)
7. 役員の兼任は認めない
8. 会長に欠員を生じた場合は副会長の互選により1名が就任する
ただし、任期は前任者の残任期間とする
9. 会長以外の役員に欠員を生じた場合は副会長の互選により1名が就任する
ただし、任期は前任者の残任期間とする

第11条 役員の任務は次の通りである

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はその代理をつとめる
3. 書記は総会並びに実行委員会の議事を正確に記録し、各種の会合の通知をする
4. 会計は本会のすべての金銭の収入支出を正確に記録し、年度末において会計監査委員会の監査を得た決算報告をする

第6章 会 議

第12条 会議は総会および役員会、実行委員会にわたる

第13条 総会は定期総会と臨時総会とにわたる

1. 定期総会は次の事項について審議決定する

5月 年度計画および年度予算の議決並びに重要事項の審議その他

2月 翌年度の役員、会計監査委員の選出その他

2. 臨時総会は実行委員会が必要と認めた場合または会員の5分の1以上の要求があった場合には会長は臨時にこれを開く

第14条 1. 総会の定足数は会員数の5分の1とする

2. 決議は出席者の過半数の同意を必要とする

第15条 実行委員会は本会の役員各部委員会の正副委員長および校長または代理によって構成される

第16条 実行委員会は必要に応じて開き次の事項を行う

1. 役員および各種委員会によって立案された事業計画を協議する

2. 総会および役員会より委任された事務を処理する

3. 必要ある場合に特別委員会を設ける

第17条 委員会には各部委員会、特別委員会、役員候補者推薦委員会および会計監査委員会の4つがある

第18条 会計監査委員会を除く各種委員会については、次によって選出する

1. 学年・保健・広報・ほどっ子まつり運営委員は各学年より選出する

2. 校外係は地域（子供会）より選出する

第19条 各部委員会には、保健厚生部委員会、校外指導部委員会、広報部委員会、学年部委員会の4部を置き、この他にほどっ子まつり運営部委員会を置く

1. 保健厚生部委員会は会員および児童の福祉厚生に寄与し、児童の家庭生活、社会生活の改善、向上につとめる

2. 校外指導部委員会は児童の校外生活の安全に寄与し、児童の家庭生活、社会生活の改善、向上につとめる

3. 広報部委員会は本会に必要な広報活動にたずさわり、会員の文化の向上に寄与する

4. 学年部委員会は、学級、学年PTAの連絡調整にあたり、家庭と学級との関係をいっそう緊密にし、学級児童の育成に協力するとともに、会員相互の親睦を図るようつとめる

5. ほどっ子まつり運営部委員会は、「ほどっ子まつり」の企画、運営にあたり児童、

会員、地域相互の親睦を図るようつとめる

第20条 常任委員会の正副委員長は役員会および校長の承認を得て会長がこれを任命する

- 第21条
1. 会計監査委員会は、2月紙面総会において会員の多数決により選出された2名の委員によって構成される
 2. 会計監査委員会は会計を監査し、その結果を年度末に報告する

第7章 規約改正

第21条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成投票により改正することができる

第8章 個人情報

第22条 PTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については別途定める「保土ヶ谷小学校PTA個人情報取扱規則」に基づき、適正に管理するものとする

付 則

1. 本規約は昭和47年4月1日より実施する
2. 一部改正、平成6年4月1日より実施する
3. 一部改正、平成16年4月1日より実施する
4. 一部改正、平成19年4月1日より実施する
5. 一部改正、平成22年4月1日より実施する
6. 一部改正、平成25年4月1日より実施する
7. 一部改正、平成28年4月1日より実施する
8. 一部改正、平成30年4月1日より実施する